

農業生産性等向上支援事業

市内農家の安定的な農業経営を支えるため、生産性の向上、効率化、省力化、高収益化等を図る資材・機器等の導入に対して宇治市が支援します！



既にお持ちの機械の更新・資材の購入も対象となります。ただし、機械の老朽化・資材の劣化等を理由とした単純な買い替え・更新は対象外とし、生産性の向上、効率化、省力化、高収益化など期待できる効果を所定の様式「営農計画書」にてお示しいただく必要があります。

【対象となる機械、資材などの具体例】

○農業用機械類

コンバイン、トラクター、脱穀機、草刈機、動噴、出荷用冷蔵庫、灌水設備、電動ポンプ、色彩選別機、籾摺り機、精米機など

○農業用ハウスの被覆材

農業用ビニール硬質フィルム、ガラスなど

○園芸作物の露地栽培用被覆材

遮光設備、マルチなど

○防止柵、電気柵、爆音機、防鳥網 等

○畜舎用資材

断熱材、冷暖房、照明器具など

【対象者・補助額】

○市内農家

市内に住所を有する農業経営体でかつ所有権、利用権を有する市内の圃場で農産物を生産する営農者

※ 事業実施圃場については市外圃場でも可

○対象経費の1/2以内、補助上限 20万円

1経営体につき同年度の上限も 20万円までとなります。

※令和6年5月～9月に実施した令和6年度農業生産性等向上支援事業一次及び二次については、別扱いとなるため、補助上限に達していた方も今回新たに申請が可能です。

※本事業は令和7年度に年度をまたいで実施するものであり、補助上限は令和7年度に通算されます。

【対象とならないもの】

- ・ 軽トラック(自動車)やパソコン、プリンタなど農業以外にも使用可能で汎用性の高いもの
- ・ 機器、資材等の点検、修理費用
- ・ 中古品
- ・ 肥料、農薬

【申請受付】

令和7年2月3日(月)から令和8年1月30日(金)まで

※ ただし、予算上限に達した時点で受付を終了します。



【お問い合わせ先】

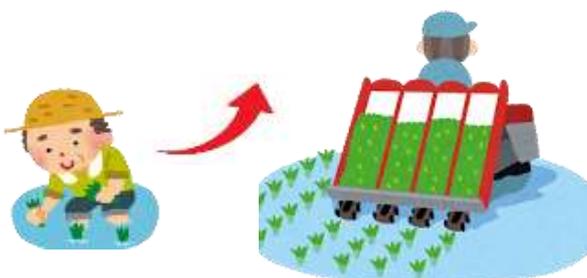
〒611-8501 宇治市宇治琵琶33

宇治市 産業観光部 農林茶業課 (林・吉田)

TEL : 0774-20-8723

FAX : 0774-20-8977

Email : nourinchagyouka@city.uji.kyoto.jp



※裏面もご確認ください。

【留意事項】

- 事業の実施にあたっては、2社以上で相見積もりを取り、事業費の低減に努めてください(ネットでの見積もりも可)。
- 事業の着手(発注等の開始)は、市の交付決定日以降となります。
- 市の交付決定は、申請受付から約1ヵ月程度の時間を要します。
- 事業の実施は、令和8年2月28日までに完了してください。
- 事業終了後、一か月以内に事業終了報告書を市にご提出ください。
- 市にて事業終了報告書を精査し、補助額の確定を行います。確定以降、請求に基づき補助金の支払いを行います。概算での補助金交付は行えません。
- 別記様式1-⑧当事業にかかる営農計画 ◆導入する資材・機器等の内容
(2)目標とする効果の欄については、カタログや数字などを用いて具体的に期待できる効果を記載してください。

(例)・■■の導入により、▲▲の作業を短縮でき、年間作業時間のうち〇〇時間の削減が期待できる。

・■■の導入により、▲▲を防止でき生育環境を整えることにより、生産量〇〇%の増加が期待できる。

・その他、カタログに記載の効果を引用する。

など

～当補助金の活用についての相談や営農計画の作成については、

お気軽に市農林茶業課職員へご相談ください！～